

令和6年度（2024年度）
第3回史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会 議事録（会議）

開催日時	令和7年(2025年) 1月23日(木) 13時～16時		
開催場所	函館市役所7階 特別委員会室		
議事	<p>(1) 協議</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 「史跡大船遺跡保存活用計画」(案)について</p> <p>(2) その他</p>		
出席委員・オブザーバー	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><委員></p> <p>國木田 大 委員長</p> <p>鈴木 三男 委員</p> <p>田代 亜紀子 委員</p> <p>平野 千枝 委員</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><オブザーバー></p> <p>内田 和典 氏</p> <p>村本 周三 氏</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(計6名)</p>	<p><委員></p> <p>國木田 大 委員長</p> <p>鈴木 三男 委員</p> <p>田代 亜紀子 委員</p> <p>平野 千枝 委員</p>	<p><オブザーバー></p> <p>内田 和典 氏</p> <p>村本 周三 氏</p>
<p><委員></p> <p>國木田 大 委員長</p> <p>鈴木 三男 委員</p> <p>田代 亜紀子 委員</p> <p>平野 千枝 委員</p>	<p><オブザーバー></p> <p>内田 和典 氏</p> <p>村本 周三 氏</p>		
欠席委員	—		
事務局	<p><教育委員会></p> <p>土生 明弘 生涯学習部長</p> <p>木村 元子 文化財課長</p> <p>吉田 力 文化財課主査</p> <p>福士 真沙子 文化財課主査</p> <p>藤田 真由 文化財課主事</p> <p style="text-align: right;">(計5名)</p>		

議 事 要 旨

1 開会

事務局 (福土主査)	<p>ただ今から令和6年度第3回史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会を開催する。本日の司会進行は教育委員会生涯学習部文化財課の福土が務める。始めに本日の出席者と事務局職員を紹介する。</p> <p>(委員・事務局紹介)</p> <p>(資料確認・本日の日程について説明)</p> <p>(会議成立の確認)</p> <p>本日の委員会は委員の皆様全員に出席いただいているので、「史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱」第6条第3項の規定に基づき、本委員会は成立する。</p> <p>(公開・録音の確認)</p> <p>本日の会議は市が定める「附属機関等の会議の公開に関する取り扱い」に基づき原則公開とする。また、会議録作成のため録音させていただく。</p>
---------------	--

2 議事

(1) 協議

ア 第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について

イ 「史跡大船遺跡保存活用計画」(案)について

國木田委員長	それでは議事次第に沿って進行していく。2議事(1)協議 ア.第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について、イ。「史跡大船遺跡保存活用計画」(案)について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	【資料1 第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について】 【資料2 「史跡大船遺跡保存活用計画」(案)について】説明
事務局 (藤田主事)	【史跡大船遺跡保存活用計画(案)】全体・第1章について説明
國木田委員長	全体および1章について、質問や確認のある方は挙手をお願いしたい。
鈴木委員	大船川の「船」を市で使っていた「舟」にすることは納得しているが、これを基にこれから何かを行っていくにあたり、表記が違うことで齟齬が起こることはないか。市、行政としても正式には「舟」の表記でいくということが良いか。
事務局 (吉田主査)	第2回委員会では、国土地理院の地図表記を優先したと説明したが、今回それを改めて、北海道および市土木部で河川の管理に使っている正式名称を踏襲し、これからの文章や市で発行するものに関しては「舟」の表記を川の名称として使っていきたい。今まで混同していたものをここで整理したいと考えている。
鈴木委員	川の名称だけで、遺跡や学校の名前等が変わるわけではないか。
事務局 (吉田主査)	川の名称に限定して修正する。

國木田委員長	他に質問等が無いようなので、事務局から次の説明をお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	【資料1 第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について】 【史跡大船遺跡保存活用計画(案)】第2章・第3章について説明
國木田委員長	2・3章について、質問や確認のある方は挙手をお願いしたい。
田代委員	P20「南茅部縄文遺跡群」とは地理的空間を示しているのか、文化圏のようなものか。
事務局 (吉田主査)	文化圏である。どの遺跡を示しているというわけではないが、限られた範囲で成果があがっているということで、函館市では、大船遺跡、垣ノ島遺跡、著保内野遺跡の3つの遺跡を中心とした遺跡を南茅部縄文遺跡群として位置づけている。2006年に『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』を策定し、それに基づいて、大船遺跡の第一次整備や国宝の中空土偶を常設展示する登録博物館として縄文文化交流センターの建設、史跡垣ノ島遺跡の整備に取り組んでいる。その頃から「南茅部縄文遺跡群」という呼称を使っている。特に函館市の中でも縄文遺跡が色濃く良好に残されている地域の総称ということで使っている。
田代委員	地図(P19図2-11・P20図2-12)が前後にあるので、読んでいる人は、どういう地理的空間なのかと思う。今の説明を註で付けた方が良い。
事務局 (吉田主査)	エリアとしては旧南茅部町にある縄文遺跡で、P19図2-11に示されている遺跡の全てが南茅部縄文遺跡群である。
鈴木委員	P19図2-11の中に縄文時代とは書かれていない。事務局にとっては早期、前期、中期とは縄文時代を指していることが当たり前かもしれないが、この図だけを見たら何の早期かわからない。タイトルを「南茅部地域の縄文時代埋蔵文化財」とするか、凡例に入れるべきである。 また、凡例の「時代不詳」は縄文のことなので「時期不詳」ではないのか。
事務局 (吉田主査)	P19図2-11の凡例に「縄文」という言葉を足し、「時代不詳」を「時期不詳」に修正する。
田代委員	埋蔵文化財の中で時代不詳と他時代が入っているので、P19図2-11のタイトルはそのまま、凡例の早期などの前に「縄文」が付く形にすることか。
事務局 (吉田主査)	タイトルに「縄文時代」と入れてしまうと他の時代のものもあるので、凡例に「縄文」という言葉を足したい。
田代委員	そうすると南茅部縄文遺跡群はP19図2-11に重なると思うが、あえて言わずに、註でそういう名称を使って空間的なものを把握しているということか。
事務局 (吉田主査)	南茅部地域の遺跡ではあるが、厳密にこの遺跡で構成されているということではない。
田代委員	(資料1_第3章_用語の説明：浅野調査官のコメントについて) P35に円筒土器文化圏について書いてあるが、一般の方には円筒土器文化圏が何かかわからないと思う。位置づけよりも円筒土器文化圏の説明が

田代委員	欲しかったのではないのか。註をつけて参考文献等を挙げ、そこに示されている円筒土器文化圏の定義に基づいて書いているということを示した方が良い。P35「北東北から北海道南部を中心に道央部まで広がりを見せる」という説明では足りないと思う。おそらく考古学に関わる方でないとわからないと思うので、註で考古学的定義を入れた方が良い。
事務局 (吉田主査)	円筒土器文化圏の説明をもう少し詳しくするか、代表的な文献を掲載して「ここにおける定義である」とするか、どちらかで対応する。
國木田委員長	「南茅部地域」については特に何かすべきことはないか。
事務局 (吉田主査)	市で計画した『南茅部縄文遺跡群整備構想』を文献として載せることは可能である。
國木田委員長	用語として、「南茅部地域」という地区名称はいつ頃から登場してくるのか。
事務局 (吉田主査)	2006年に策定した計画の中にはでてくる。
村本氏	それに関連するが、南茅部縄文遺跡群とは、文化的とか考古学的な裏付けというより、行政として縄文遺跡が多くあることを南茅部地域の活用の軸として盛り上げていくために設定したものだと理解している。P8にそれに関する記載として『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』があるので、説明を書くならここである。後のところはP8を引く形にすると良いか。円筒土器の話が出土遺物のところに出てくるのは遅すぎるように思う。
内田氏	浅野調査官の話をもとに補足すると、大船遺跡が、縄文中期の史跡で、巨視的に見た時にどういう位置づけにあるものなのか。円筒土器文化の中での大船遺跡の位置づけが、南茅部地域をもう少しクローズアップしたところでも良いが、もう少し大きな視点の中でどう位置づけられるかをこの中に盛り込んで欲しいということであった。南茅部地域にこだわる必要はないが、この地域にとって重要であれば定義して、説明した中で大船遺跡を示すようにということである。
村本氏	史跡が日本列島の歴史の理解という全体での、円筒土器文化圏の中での大船遺跡ということか。
内田氏	別に円筒土器文化でも南茅部地域の縄文遺跡群でもどちらでも良いが、そういう視点がある中での大船遺跡の位置づけである。
村本氏	そうであれば尚更、南茅部縄文遺跡群と円筒土器文化は全く別の概念のような気がする。
事務局 (木村課長)	南茅部地域の縄文遺跡群が行政上の構想のものであることについてはP8で説明し、P20の記載については円筒土器の文化圏に属しているという形で書いた方がまとまるか。円筒土器文化圏についても南茅部地域の先史時代の中で記載した方が良いか。
村本氏	話としては2006年に策定した計画に基づき、連綿と取り組みをしてきて今に繋がっているということの方が良い。

國木田委員長	考古学的なものとは、書きぶりをわざわざここに書くのか。
村本氏	そういう意味では田代委員がおっしゃられたように、円筒土器について考古学的な図面を加えた方が良いのではないか。
田代委員	円筒土器についてはそう思う。P20にカッコ付きで南茅部縄文遺跡群とあるが、これが行政の呼称か。
村本氏	ここに要るのか。
田代委員	この書き方だと円筒土器文化圏と同じような学問的な位置づけかと思っていたが、違うようである。P20上段文章の最後の3行を「これらを総称して南茅部縄文遺跡群と呼称しているということが示されており、これを受けて2006年の『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』が策定された」といったことを書けば流せるのではないか。
事務局 (吉田主査)	P20「南茅部縄文遺跡群」については上位計画の方でも説明があるので、ここでは「これを受けて『南茅部縄文遺跡群整備構想』が策定された」という形で表記を整理したい。 P35の円筒土器文化圏については参考文献を載せるか、もう少し詳しく説明するか検討する。
國木田委員長	函館市全体でみた時に、恵山貝塚は続縄文の一大遺跡なので、おそらく今後も市として色々行っていかなければならないというところがある中で、大船遺跡のある南茅部地域は縄文に特化しているということだが、続縄文についてはあまり触れられていない。P23表2-2・図2-14を見ればわかるが、函館市全体には縄文しか無いような印象を受け兼ねないのではないか。P19のア「函館市の歴史」の中で、市内には色々な遺跡があると書いてあるので問題無い気もするが、恵山貝塚は道指定で格付けとしては少し低い、かなり重要な遺跡なので気になる。私の感想なので、対応を求めるものではない。
田代委員	P19の(ア)先史時代の文章の最後に入る形か。
國木田委員長	P19アの「縄文時代、続縄文時代、・・・連綿と生活を営んでおり」というところで、名前(恵山貝塚)は出てこないが意識はされている。P21「後続の・・・遺構はほぼ検出されておらず」と書いてあるのは南茅部地域のこと、P19図2-11くらいの範囲だと認識している方が見れば恵山貝塚が外れていることがわかるが、恵山貝塚のあるところまで全部南茅部地域に含まれると認識している方がいれば、恵山貝塚の認識が落ちてしまうのではないかと思う。P19の函館市の歴史のところでは触れた方が良いのではないか。
田代委員	P19で触れるとともに地図があると良い。
國木田委員長	P23図2-14に恵山貝塚(No. 6)があるので問題無いか。文章を足すとページ割りが変わってしまうのでそれも良くないか。
田代委員	それでは図に合ったP22の文化財のところに入れてはどうか。函館市の文化財の説明がP22から始まるので、そこに少し説明を入れるか、P19のア函館市の歴史に一言入れるか。P19のア函館市の歴史の「先史時代にも

田代委員	遡ることができる」のところに文章を入れて、P23図2-14には関係するような文を少し入れる形にしてはどうか。
國木田委員長	入るなら一言欲しいが、入らなければどこかに文言は入れた方が良い。
事務局 (吉田主査)	P22(5)文化財の中で「先史時代に属する・・・文化財は次の通りである」と書いているが、この部分に先史時代に属する文化財の代表例として「道指定史跡の恵山貝塚など」という一言を追加するのはどうか。
國木田委員長	それで良いと思う。この他2章、3章でご意見が無ければ事務局から続きの説明をお願いしたい。
事務局 (藤田主事)	【資料1 第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について】 【史跡大船遺跡保存活用計画(案)】第4章について説明
國木田委員長	4章について、質問やご意見等のある方は挙手をお願いしたい。
田代委員	P49(ウ) cの説明をみると、P56の写真一覧に載っているものは、基本的には不要なものというカテゴリーになるのか。例えば管理棟北側・東側の電柱は、将来的に撤去が望ましいという括りなのか。
事務局 (藤田主事)	電柱自体は機能しているが、景観上の問題等を考えた際に、例えば地下に埋設できるのであれば、将来的に撤去することが望ましいという区分に括っている。
田代委員	外灯も機能しているものがあるということは、誤解を招く気がする。P49(ウ) cの説明をもう少し配慮して書いてはどうか。全てが将来的に撤去した方がよいリストのような印象になるのは良くない。
事務局 (吉田主査)	意味合いとしては将来的に撤去することが望ましい人工物も含まれるということである。
田代委員	「史跡の本質的価値を維持するために、将来的には改修もしくは修景等の対策が求められるようなものに加えて、現在機能していない外灯や蛇口等について将来的な対策を考える必要のある要素」というような、書き方のほうが良い。
事務局 (吉田主査)	電柱等、将来的には地下埋設など改修が望ましいものと、完全撤去が望ましいものの2本立て区別して記載したい。
内田氏	史跡の価値の上で墓地やフェンスは本来には要らないものであるが、外灯などは現に使われており、誘導や防犯上・安全上必要なものである。そういうものについては保存活用施設等に組み込んで、本当に要らない現代的かつ人工的な要素については、将来的に撤去した方がよいものとしてまとめてはどうか。
田代委員	今それを選ぶのは大変ではないか。墓地は史跡としては不要だが、地域住民としては意味を持つので、書き方を誤解されないようにしないといけない。旧外灯は撤去といった感じであるが、墓地は将来、交渉しながら移転を促していくといった括りだと思う。それらがこのカテゴリーでは混合している。植林木(スギ・トドマツ等)は将来的に撤去するものなのか。

事務局 (吉田主査)	史跡内にもスギやトマツの針葉樹はある。縄文時代にふさわしくないもので将来的にはそれらが無くなって広葉樹になるのが望ましいと考えているが、今すぐ除去しなければならないものではない。
内田氏	針葉樹はもう植栽はしないということか。
事務局 (吉田主査)	そうである。P49(ウ) cの要素の中でも、完全に無い方が良いものと更新しないものの2つに分かれる。「旧」がつくものは完全に除去して良いものになる。それをP50表4-1で分けるか、文章中で2種類あることを書くか。
田代委員	将来的に外灯は改修されるなど、必要なものをすぐに判断できるのか。判断に迷うものはないか。
内田氏	旧蛇口や旧地下水位観測孔は要るのか。今は使われていないのか。
事務局 (吉田主査)	使われていない。
田代委員	視線誘導標は要るのか。
村本氏	ガードレールやカーブミラーは安全上必要だと思う。更新しないのであれば、現状変更や史跡管理の問題と関係してくる。
國木田委員長	P50表4-1はこのままで、P49(ウ) cに「現在、使っているものと使っていないものがあるが、将来的な状況に応じて更新や撤去をする」ということを明記しておけば、どちらになる可能性もあることがわかると思う。表の中で旧・新を区分けして入れると煩雑にならないか心配である。また、現状変更の時にこれがどうなるのかも気になる。
内田氏	基本的に植林や墓地など、史跡に寄与しないものについては、現状変更申請を出しても余程の理由がない限り許可を得られないと思う。「促していく」といった角の立たない書きぶりにした方が良いと思う。
國木田委員長	文章中で「これは絶対的な定義ではない」という位置づけにしておいた方が良いと思う。文章で説明するか図で分けるかは検討いただきたい。
事務局 (吉田主査)	完全に使われていないものと、将来的に撤去ではなく更新または修繕、やり方を変えていくものの2つが含まれることがわかるようにP49(ウ) cの文章を修正する。
國木田委員長	他にご意見が無ければ、事務局から続いての説明をお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	【資料1 第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について】 【史跡大船遺跡保存活用計画(案)】第5章～第7章について説明
國木田委員長	5～7章について、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。
内田氏	P69に「I地区においては遺構の集中度に応じて地区を細分する」とあるが、その後「I地区が遺構集中分布エリアなのでその取扱いが中心になっていく」とある。書きぶりとしてII地区が対象外であることがわかるようにした方が良い。P69の1行目に「I地区とII地区に二分しているが」とか書かれているので、この後II地区についても説明があるように捉えられる。書き方を注意していただきたい。 P70に「I a地区についてはI b地区と比較してより厳格に扱う」とある

内田氏	<p>が、この一文は要らないと思う。I bについても取扱いを決めているので、I aも I bも取扱基準としては厳格に決めていると捉えても良いのではないか。遺構集中分布の取扱いとしては厳密にやらなければならないということは文脈としてわかるが、書きぶりを注意していただきたい。</p> <p>P70図6-4のフローチャートはP74表6-5・P75表6-6を参照しやすいようにした方がわかりやすいのではないか。これでも十分意図は通じるので、そこまでしないということであればそれでも構わないが、見やすさをどれだけ追求するかである。</p> <p>P70図6-4に「許可申請書添付書類」とあるが、基本的には法律上求められているものを記載した方が良い。発掘担当者の発掘担当調査書などは現状変更では書かれていない文言だと思う。文化財保護法に書いてあること、もしくはその項目であるとか、施行令に書いてあることをここに載せた方が良いと思う。</p> <p>P70図6-4の現状変更行為の完了の後に「終了後、遅滞なく」とあるが、これは行為が完了したら出すのではなく、許可の終了予定日ですることができるので、行為が終わったからといって遅滞なく出さなければいけないわけではない。「終了日から遅滞なく」ということになるので、書き方を工夫した方が良い。</p> <p>※後日、内田氏と改めて協議し、許可期間を長めに設定している場合、行為の完了日と許可の終了日が大きく空いてしまうことがあるので、「終了後、遅滞なく」のままで良いこととなった。</p>
事務局 (吉田主査)	P69の現状変更の取扱いについては、I 地区に限定するので、II地区は現状変更の取扱いに当たらないということを明記しなければいけないということか。
内田氏	このまま読んでいくと I・II地区に区分して、I 地区については書くがII地区はどうなるのかと思う。
事務局 (吉田主査)	<p>本計画の対象範囲としては I・II地区があるが、現状変更に関しては概ね I 地区のみで、さらにその中で I a・I b地区の2つに分かれているということがわかるように記載する。</p> <p>P70では I a地区と I b地区を分けた基準や違いを書いたつもりだったが、どちらも基準を設けて定めており、厳格に扱っているということになるので、この文章は削除する。</p> <p>現状変更許可申請書の提出については、許可申請に関する規則の中から抜粋してきている。P121関係法令の「2__埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更には」のところで発掘担当者が必要になるため抜粋したが、発掘調査の現状変更の時だけで一般的ではないため、P70図6-4の「発掘担当者の調査書」は削除するか「発掘調査の場合」と書くか検討する。改めて法律や規則と整合しているか確認する。</p>
鈴木委員	P73表6-4のタイトルが「導入候補樹種一覧」となっているが、草本も入っているので「樹種等」とした方が良い。

事務局 (吉田主査)	「導入候補樹種等一覧」に修正する。
内田氏	植栽する際に支柱を打ち込むと思うが、その範囲がどこまでかもP72図6-5に示しておく、現状変更申請の際には、このページをコピーすれば事が足りる。個別の説明書きが不要になり、より使いやすくなると思う。
事務局 (吉田主査)	60cmは実例から導き出したもので、近年植樹をする際には支柱を使うことが多い。実際の現状変更資料として使えるよう、多い実例として支柱を入れた図に更新する。
内田氏	今後、現状変更を申請する際に、この保存活用計画のどこに該当し、この現状変更許可は文化庁長官からの許可が必要だということがわかるようにしていただくことになると思う。使いやすい形に整えると将来的に楽だと思う。 P75表6-6のその他に「そのほか、土地や工作物の形状の変更を伴わない軽微な行為」とあるが、市許可の方にも出てくるので誤解を与える。基本的には日常の維持管理であるということで、この文言は削除した方が良いと思う。
事務局 (吉田主査)	意図としては市許可が必要なものよりもさらに軽微なものという意味である。
内田氏	それが維持管理だと思う。
事務局 (吉田主査)	ご指摘箇所の文言は削除し、最後に「等」をつける形で修正する。
～ 休憩 ～	
國木田委員長	8・9章について事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	【資料1 第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について】 【史跡大船遺跡保存活用計画(案)】第8章・第9章について説明
國木田委員長	8・9章について、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。 文化庁ともこの整備方針である程度話ができているということで安心できる。オブザーバーからもこの整備の章に関しては文章の修正をいただいたようである。 ご意見はないか。それでは引き続き10章以降の説明をお願いしたい。
事務局 (藤田主事)	【資料1 第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について】 【史跡大船遺跡保存活用計画(案)】第10章～第12章、附章について説明
國木田委員長	10～12章および附章について、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。
内田氏	P99表11-1の計画のところの「整備基本計画」の策定期間が1年となっているが、通常、整備基本計画を作る際は2年程みている。見込みとして1年でいけるボリュームであるなら構わないが、一覧表の整備の項目とどう関わっていくのかを見据えて、策定期間をどう位置づけるか検討していただきたい。 P99表11-1の点線が見づらいので、線の強弱等でわかりやすくしてほしい。

内田氏	い。保存管理や活用面の一部など、保存活用計画に基づいて動かしていくことがあると思う。さらに整備基本計画が2026年度に策定されて整備が進んでいくと、さらに保存管理や活用面に跳ね返っていくと思う。計画がどの項目と繋がっていくのかを見えるようにすると、メリハリがつくと思う。
事務局 (木村課長)	整備基本計画の策定期間については、全体計画の中で1年としている。実際、基本計画の策定に向かう中で、結果として2年に延びることもあると思っている。現時点で共有されている計画上は1年になっていたの で、それに合わせてここでは1年としている。
内田氏	取りかかる際に保存活用計画が基になってくる。現状では1か年計画となっているが延びる可能性もあるということを、書きぶりとして検討していただいた方が 良い。
事務局 (木村課長)	P99「環境や前提条件等の変化に応じて」ということで対応していきたいと考えている。
田代委員	P99表11-1はカラーか。濃い線、薄い線としても問題無いか。
事務局 (吉田主査)	カラー印刷である。見やすくなるよう色の濃淡や線の太さ、破線の幅については調整する。
内田氏	P99表11-1で保存活用計画の見直しとして2年間と想定されているが、2年かかるほどの見直しがこの間に生じるのか。既にベースがあるので見直しは1年でできるのではないのか。見直しこそ1年で良いのではないかと思う。
事務局 (吉田主査)	保存活用計画の見直しについては1年に改める。
事務局 (木村課長)	P99表11-1の最後の枠が計画の最終年度になるので、2034年度の1年間で見直しをするのが実態に合っていると思う。
内田氏	P99表11-1で、二時期しかないのに「前期」「後期」ではなく「短期」「中期」という言葉を使っているのは、市の計画上この文言を使わなければいけないということか。
村本氏	確かに「短期」「中期」とあると、今回はできないが「長期」でやりたいことがあるように思う。
内田氏	ここには書けないが、市の中で長期的に見通している計画があるのではないかと捉えられてしまうので、10年間で決めて5年ずつの二時期に分けるということであれば、それに基づいて計画を立てた方が 良い。
事務局 (吉田主査)	すぐに取り組むものとして短期という言葉を使っていたが、二時期なので前期・後期の方が適正である。P11、P99は前期・後期に修正する。
國木田委員長	P100にふるさと納税やクラウドファンディングを活用すると書いてあるが、自治体として整備・活用にそういうことは望ましいという立場をとっているのか。
内田氏	文化財の修理でもクラウドファンディングで修復するという前例はあるので、書いていただいても問題はない。

國木田委員長	整備事業をする際にどういう扱いになるのか。
内田氏	あくまでも史跡整備として財源をどう扱うか、区分けは必要になってくと思う。
事務局 (吉田主査)	自治体の負担分の中で、例えばクラウドファンディングをやっているので補助金が減るとか、補助金の対象外になるということはないか。
村本氏	市の財源の中に入るのはどこの自治体でも同じである。私が史跡を担当していた時、函館市から「民間の方から整備を目的に寄附ないしクラウドファンディングを募りたい」という相談があるということで、その時は事業費全体から引くのではなく市の充当分で良いのではという話をされた。5年前の話なので、今どのようになっているのかは確認した方がよいと思う。
内田氏	どういう名目でそれを受け取って使うかという話である。
村本氏	ふるさと納税は、維持管理として募っている自治体が多いイメージがある。活用としてこのようなことをやりたいとか、文化財に使いたいののでふるさと納税をやるといった例はみかける。
國木田委員長	こういう文言があると文化庁がどのような反応をするのか気になった。ふるさと納税やクラウドファンディングをやるなら減額してもよいのではという話にならないか。
村本氏	史跡ではわからないが、一般論としてはそのような多様な資金源の確保は推奨されているイメージがある。
内田氏	基本的に整備の補助事業にあてる際は、ハード面が主になってくと思う。初期投資の部分で文化庁から補助金を得て整備していくことになると思うので、例えば植樹をしていくといった面でクラウドファンディングを集めてやるのは、切り分けが上手くできていれば良いと思われる。村本氏のおっしゃるように5年経っているので確認はしてほしい。
國木田委員長	他にご意見が無ければ、続いての説明を事務局からお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	【史跡大船遺跡保存活用計画(案)】関係法令、参考文献・関係図書について説明
國木田委員長	事務局の説明について、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。
鈴木委員	P140の世界遺産関係の「Prehistoric」と「Sites」の間にスペースを入れる。
村本氏	P108の関係法令に法律の正式名称が書かれているが、P9図1-1の関係法令は略称が混合している。通じるので略称で良いのか、正式名称で書くのか、正式名称を入れてカッコで通称を入れるという選択肢もある。統一してほしい。
事務局 (吉田主査)	正式名称にするか、リンクさせて註のような扱いにするかは、P68にも法規制の記載があるので、統一する。
國木田委員長	他にご意見がなければ、続いての説明を事務局からお願いしたい。
事務局(木村課長)	以上、史跡大船遺跡保存活用計画(案)についてご説明させていただきました。これまで3回の計画検討委員会を開催し、加えて対面協議やリモ-

事務局（木村課長）	ト等により協議・検討を重ねてきた。これまでいただいたご意見、ご指導について確実に対応し、最大限反映した計画内容としており、本日の会議でいただいたご意見についてもしっかりと反映させたいと考えている。本日をもって協議の検討を完了とし、本内容で進めていきたいと考えている。このことについて委員の皆様にご諮りたい。
國木田委員長	事務局から本計画内容の承認について提起があった。議論を経て軽微な変更・修正が生じると思うが、それらを事務局に一任し、本計画についてこの内容で取り進めるということで委員の皆様にご諮りたい。
（委員全員）	（異議無し）
國木田委員長	全員の同意が得られたため、本委員会として、この内容で取り進めることを承認する。それでは議事ア「第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について」、イ「史跡大船遺跡保存活用計画」（案）について、終了する。

（2）その他

國木田委員長	2 議事（2）その他について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局 （木村課長）	今後のスケジュールについて ○2月4日（火） 教育委員会定例会での議決 →2月中には原稿を入稿 →3月中旬に製本が完了 ○3月31日（月） 事業完了 ※印刷製本した本計画書は関係機関に郵送するとともに、市のHPにて一般公開する。刊行の際には改めて委員の皆様にご案内する。
國木田委員長	事務局の説明、スケジュールについて質問等がある方は挙手をお願いしたい。
内田氏	補助事業も終わりになるので、実績報告の準備も滞りなく進めていただきたい。
國木田委員長	他にご意見が無いようなので議事を終了する。 以上をもって本計画検討委員会による協議事項が全て完了した。委員の皆様には専門的知見を発揮していただき、多角的に協議・検討を得た計画として取りまとめることができた。最後に委員、オブザーバーより感想をいただきたい。
鈴木委員	大船遺跡に関わって随分経つが、大船遺跡がここまでできたことは非常に喜ばしいことだと思う。素晴らしい遺跡だが、これまで情報発信など、足りないところがあったのは事実である。これで保存活用が進められることは本当に良かった。この計画書策定にあたっては事務局が非常に頑張っており、過去の膨大な資料も取り揃えて我々委員に提示してくれたので、内容を十分に理解して検討することができた。事務局のご尽力に拍手を送りたい。

田代委員	<p>教育委員会が膨大な量のデータを上手くまとめ、我々委員の発言も慎重に受け止め、誠実に対応していただいたことにお礼申し上げる。日本では史跡として保存管理している限り世界遺産において問題になるようなことはあまり無いが、世界は変わっていくので、世界的な動きを捉えながら、国としても道としても市としても世界遺産を守るということで動いていていただきたい。また、文化財保護法の改正もあったので、活用という意味を地域社会の中でどのように位置づけていくのか、この史跡がどのように活用されていくのかを考えるひとつの重要な活用計画になったと思う。今後、柔軟に対応していく必要があるものもあるが、ここまでできたことに感謝したい。</p>
平野委員	<p>今回の計画を見て初めて知ることも多々あった。この会に参加できて良かったと感謝している。史跡を管理運営する立場として、今後どのように大船遺跡を活用していけばよいか、来場者からの意見を汲み取ってどのようにやっていけばよいかを考えながら参加させていただき、その意見も反映していただけて良かった。</p>
内田氏	<p>このボリュームを1年間で良くまとめていただいたと思う。膨大な資料を事務局で取りまとめていただき、委員長をはじめ委員の皆様から円滑に意見をいただいたことで、良い計画になるのではないかと思う。文化庁からもお褒めの言葉をいただいていた。北海道内でも史跡名勝天然記念物の保存活用計画を策定する自治体が増えつつあるので、大船遺跡のフォーマットは今後道内で保存活用計画策定を進める際に参考にさせてもらえる資料になると思う。大船遺跡については再来年度整備計画がつくられていくと思うので引き続きお願いしたい。</p>
村本氏	<p>これまで関わった遺跡の指導を含めても、消化不良にならずに終わった成功例だと思う。事務局が頑張られたと同時に、函館市が事務局が作業に没頭できる体制をつくれたことが大きいと思う。内容の点で言うと、どうしても史跡の保存活用計画であって世界遺産のものではないということになりがちだが、世界遺産で守るべきものを溶け込ませることができたという点では、世界遺産の担当者として非常にありがたく思っている。行政の担当者はいつ変わるかわからないが、委員の先生方はおそらく10年後、20年後も研究者であり続け、行政の担当者が変わっても史跡を見ていただけるということで、委員会も順繰りと若返りながらできる。市の体制も一つ上の世代から若返れた。大船遺跡で言えば10年後にまた見直し等を次々とやっていく中で、継続性が出ることは保護の点で良いことだと思っている。世界遺産も経過観察の中で専門職を何人置いているか、減らしていないか、専門家が現地にいるのかというのは重要なファクターとなっており、ぜひ次の世代を育てないと、せっかく函館市の中で委員会も含めてサイクルが回り始めたのが、次のサイクルに繋がっていかないことになる。世界遺産として手を挙げたということは、この負担を函館市として永遠に背負い続けるということを世界に発したものであり、北海道も永遠にこれと付き合うということを宣言したことになる。</p>

	登録になって喜んでいる方もいるが、100年後までやっていくことを考えているのかどうか。この単発で終わることのないよう50年後、100年後を見据えながら、専門の職員が常について、管理されているという体制について検討いただきたい。
國木田委員長	鈴木先生にきれいにまとめていただいたとおり、事務局、教育委員会の方々のご尽力により成功したと思う。拍手を送りたい。委員、オブザーバー、委託者である空間文化開発機構にもご尽力いただき、皆様の協力があって成立したと思っている。道内でもこれだけきちんとした保存活用計画があるところはほとんどないと思うので、今後はこれがお手本になっていくと思う。今後大船遺跡の整備を進めていく上でこれを素案にすることになると思う。困難も多いと思うが、引き続き頑張ってもらいたい。専門職のことも含め、函館市に期待がいくと思う。多くの方々が成功を見守っていると思うので引き続きお願いしたい。 これで本日の議事を終了とする。

3 閉会

事務局 (福土主査)	本計画内容の承認および本計画検討委員会の終了にあたり、土生生涯学習部長よりご挨拶申し上げます。
土生生涯学習部長	(挨拶)
事務局 (福土主査)	以上で令和6年度第3回史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会を終了する。